

茨城県中央環境衛生組合陳情及び請願等取扱要領

令和6年4月1日

訓令第3号

- 1 陳情及び請願等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第124条の請願等を除く。）は、総務係において陳情請願等処理簿（様式第1号）に記載して受け付ける。
- 2 事務局長は、陳情及び請願等に来訪した者に対し必要があると認めるときは、関係する係の長等の出席を求め、陳情及び請願の聴取並びに事情の説明又は回答を行わせる。
- 3 陳情及び請願等があったときは、事務局長は、陳情及び請願等を添えて陳情請願等処理票（様式第2号）に必要事項を記入し、管理者に供覧しなければならない。この場合において、供覧の順序は、陳情請願処理票の決裁欄に付した順序によるものとする。
- 4 前項の供覧の後事務局長は、陳情及び請願等の提出者に回答を必要とするものについては、別に起案する。
- 5 事務局長は、陳情請願等処理簿に経過の概要を記入してその処理の状況を明らかにするものとする。
- 6 事務局長は、毎月末ごとに陳情請願等の統計を添えて陳情請願等処理簿によって管理者に報告しなければならない。
- 7 議会から管理者に送付された請願については、前各項に準じて処理する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第1項関係）

陳情請願等処理簿

受付 番号	受付 月日	件 名	住所、氏名	関係 する係	回答 月日	処理の概要

様式第2号（第3項関係）

陳情請願等処理票

秘 至急

決裁区分 甲、乙、丙、丁			総務係		分類番号
管理者	副管理者	事務局長	事務局長補佐	係長・係	
					受付番号
受付	種類		関係する係		保存 永年 10 5 3 1
起案	陳情	請願			
回答予定	文書	口頭			
決定	投書	電話			
回答					
件名				陳情請願者住所	
-----				氏名	
要旨					
事情説明及び所見					
管理者指示事項					
議会の決定事項					